

【H16.9.30 東京高裁・平成 16(ネ)1436号】

| | | |
|--|--|-------------------------|
| 原告 (特許権者) ・特許品を製造 ・小規模だが小売もしている | 被告ら補助参加人 (侵害品製造業者X) (侵害品卸売業者Y) ・侵害の判決確定【H14.1.30 東京高裁・平成 13(ネ)1132号】 ・支払った損害額： | 被告ら > (侵害品小売業者Z)【本件】 |
|--|--|-------------------------|

102 条 2 項 [侵害者の得た限界利益]
X Y に対し、X の利益額 + Y の利益額
(X の分は変動経費で引かれている)

65 条 1 項 [実施料相当額の補償金]
X に対し、卸売価格 × 実施料率 p (A)
Y に対し、小売価格 × 実施料率 p (B)
X Y に対し、(B) ¥ ¥ (A) + (B) は不可 ¥ ¥

本件で判示された損害額：

102 条 2 項 (地裁判決を結論において維持)

「特許権者が自己の特許権を侵害した者に対し 其の侵害により
自己が受けた損害の賠償を請求する場合において 其の者がその侵害の行為により利益を受けているときは
その利益の額は特許権者が受けた損害の額と推定する。」

Z に対し、Z の利益額

地裁判決の理由 = X Y 製品と Z 製品が同一であれば X Y と Z は不真正連帯債務を負うが、
同一製品かどうか証拠上明らかでない。

高裁判決の理由 = 特許権者が、X Y 及び Z の共同不法行為という構成を主張せずに、Z に対
し Z の得た利益を 102 条 2 項の損害額として請求するのであれば、
X Y は関係ない (の考え方に一致)。

民法 703 条 [不当利得返還、多くの場合実施料相当額] (地裁判決を減額)

「法律上の原因なくして 他人の財産又は労務に因りて利益を受け
之が為に 他人に損失を及ぼした者は
その利益の存する限度において之を返還する義務を負う。」

地裁判決 = Z の販売数量 × 最終小売の単価 (セット価格) × 実施料率 p < 12% >

高裁判決 = Z の販売数量 × 最終小売の単価 (") × (実施料率 p - X Y への既払い分)
< 3.5% >

検討課題：102 条 2 項の推定を覆滅させるに足る事実とは？

- ・「被告らの販売がなければ特許権者が特許品を同数量販売できた、とはいえない」という事実
...102 条 1 項や民法 703 条の減額はできても、102 条 2 項の推定は覆滅できない。
- ・「特許権者の業務形態が、被告らのそれと同一又は類似でない」という事実
...102 条 2 項では、特許権者が特許発明を実施していれば足りるので、営業形態が異なるといっ
ても推定は覆滅できない (但し、本件では、形態自体も類似と判断されているフシがある)。
- ・そもそも 102 条 2 項の場合、推定の “ 量的一部 ” 覆滅が認められるのか、という問題があり、
2 項の適用が全部排除されることを怖れて推定覆滅のハードルを高くしてきたという経緯がある
らしい。102 条 1 項の導入にならって、2 項も “ 量的一部 ” 覆滅を認める方向で考えられている
(商標等では認められている特許権者と侵害者との営業力の顕著な相違等) が、本件では立証が
不十分だったということか？

以上
弁理士 田中 久子